

## 令和元年度部活動に関する活動方針

令和元年8月19日

鹿児島第一中学・高等学校

### 1 はじめに

平成30年3月スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や平成31年3月に県教委が策定した「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」に基づき、本校においては以下のような活動方針で部活動を運営する。

### 2 部活動の目的

本校の部活動は、校訓「創造」「至誠」「自律」に基づく教育活動の一環として、文武両道の精神を通じて、運動部においては、「生徒がスポーツに親しむことで運動習慣の確立を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を図る」ことを目的とし、文化部においては、「生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指す」ことを目的とする。

### 3 活動の基本方針

#### (1) 休養日の設定について

- ① 学期中は、原則として週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 活動時間や休養日の設定等で「県の方針」を超える場合、「県の方針」の趣旨・内容を十分に踏まえ、大幅な差異が生じないように計画し、管理職に意見を聞くとともに、当該部の保護者への説明を行い理解を得る。

#### (2) 活動時間の設定について

- ① 平日は2時間程度とする。
- ② 週末、祝日、長期休業中の平日及び午前授業の日は3時間程度とする。ただし、練習試合等で活動時間を超過する場合は、生徒や保護者の過度な負担とならないよう配慮する。

#### (3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- ① 校長及び部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 部顧問は、部活動が生徒の自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、生徒主体のミーティングを設ける等、生徒の主体性を尊重しつつ、コミュニケーションを十分に図り、生徒の健全な成長を目指した指導を行う。
- ③ 部顧問は、過度の練習が生徒にスポーツ障害や外傷のリスクを高めたり、心身への過剰な負担を与えたりすることを正しく理解し、競技種目・分野の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。